

第3次

階上町地域福祉活動計画

平成31年度～平成35年度

『ともに生き支えあう福祉のまちづくり』を目指して



社会福祉法人 階上町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や人口減少、核家族化等が進行する中で、地域社会においては人と人とのつながりや結びつきが弱まり、支え合いの基礎となっていた相互扶助機能が低下し、社会的孤立による問題や、経済的困窮や低所得の問題、介護や子育てへの不安や負担など、複雑で多様な生活課題が顕在化しております。



また、地域の福祉課題を「我が事」として捉え、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」に向けた取り組みを進めることが重要になっております。

このような中、本会では平成26年3月に策定した第2次階上町地域福祉活動計画に基づき地域福祉の推進に努めてきましたが、計画期間の終了に伴い地域の福祉課題やニーズを改めて把握するとともに、社会状況の変化や新たな課題に対応するため第2次活動計画の成果や課題を検証し、第3次地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画は、民間の立場で地域福祉を推進していくための活動・行動計画であり、地域福祉の推進にあたっては、住民の主体的参加のもと、町内会や民生委員児童委員協議会、ボランティア、社会福祉施設、関係団体・機関並びに階上町地域福祉計画との連携・協働を図りながら取り組みを進めていくことが重要になります。

今後、この計画に基づいて、基本理念に掲げた「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」の推進に努めて参りたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ関係各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、ご協力いただきました町民の皆様、関川幸子委員長をはじめとする策定委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人
階上町社会福祉協議会
会長 松橋 竹子

目 次

第1章 地域福祉活動計画の基本方針

第1節	地域福祉活動計画策定の経緯と目的	1
第2節	地域福祉活動計画の位置づけ	2
第3節	地域福祉活動計画の基本理念と基本計画	2
第4節	地域福祉活動計画の期間と構成	3
第5節	地域福祉活動計画の策定方法	4
第6節	地域福祉活動計画の体系図	6

第2章 基本計画と実施計画

第1節	住民参加と小地域ネットワーク活動の推進	7
	・現状と課題	7
	・実施計画	8
第2節	福祉教育・ボランティア活動の推進	13
	・現状と課題	13
	・実施計画	14
第3節	福祉情報の提供・総合相談・自立生活支援機能の充実	17
	・現状と課題	17
	・実施計画	18
第4節	災害時支援体制の充実	23
	・現状と課題	23
	・実施計画	24
第5節	社協の機能・体制強化	27
	・現状と課題	27
	・実施計画	28

第3章 計画の進行管理と評価

資 料

福祉に関する住民意識調査集計結果抜粋	31
階上町地域福祉活動計画策定経過	38
階上町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	39
階上町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	40
階上町地域福祉活動計画作業部会部会員名簿	41
用語集	41

第1章 地域福祉活動計画の基本方針

第1節 地域福祉活動計画策定の経緯と目的

近年、急速に進む少子高齢化や核家族化などにより、地域環境や家庭環境は大きく変化し、住民相互のつながりの希薄化や地域における支え合いの機能も低下してきています。また、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の改正による地域包括ケアシステムの推進など社会福祉を取り巻く環境は大きく変貌しようとしています。

このような中、地域の福祉課題を「我が事」として捉え、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」に向けた取り組みを進めることが重要となっています。

階上町社会福祉協議会（以下「社協」とする。）は、平成9年度に階上町地域福祉活動計画を策定し「共に生き、支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に、地域福祉を推進するため諸事業を行ってきました。また、平成25年度に第2次地域福祉活動計画を策定し、社会情勢の変化による見直しを行いながら地域福祉の推進に取り組んできました。

このたび、第2次地域福祉活動計画を引き継ぎ、平成30年3月に策定された「第2期階上町地域福祉計画」と連携を図り、今後5年間の地域福祉推進の方向性を定めるため策定するものです。

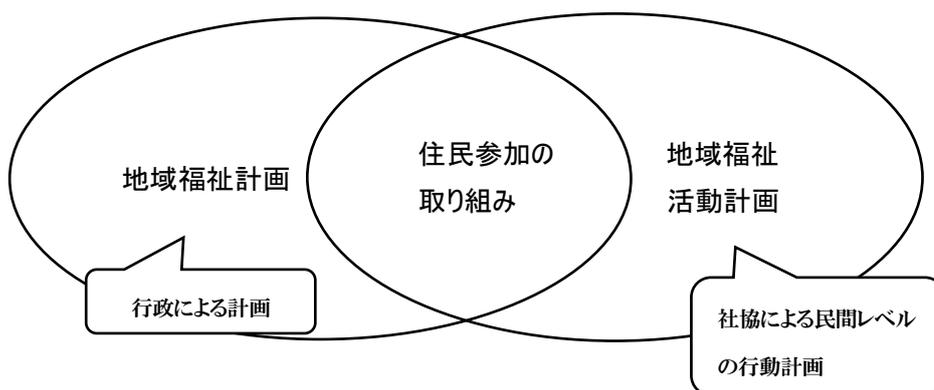
第2節 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する民間の活動・行動計画で、社協が地域住民や福祉関係者等とともに策定するものです。

地域福祉の推進を住民の立場から目指していくための計画であるとともに、社協の総合的な基本計画として位置づけます。

また、「地域福祉活動計画」は、行政計画である「階上町地域福祉計画」と相互に連携し、協働的関わりをもって地域福祉の推進を目指すものです。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係図



第3節 地域福祉活動計画の基本理念と基本計画

第3次地域福祉活動計画は、次の基本理念のもとに、5つの基本計画を掲げ、体系的な地域福祉活動の展開を推進します。

1. 基本理念

『ともに生き支えあう福祉のまちづくり』

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送れるような社会の実現を目指すものです。そのためには、子どもから高齢者まで人と人とはがふれあい、相互理解を深め、お互いに助け合い、支え合うことが重要です。また、自分たちの住んでいる地域の現状や課題などを、自分たちの問題として認識し、住民が主体となって問題解決の実践者として参加していくことが重要です。

第3次地域福祉活動計画では、第2次地域福祉活動計画の基本理念を引き継ぎ、「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」と定め、その実現を目指します。

2. 基本計画

基本計画① 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

子どもから高齢者まで、住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、住民の主体的な参加を促進し小地域福祉活動を推進します。

基本計画② 福祉教育・ボランティア活動の推進

子どもから大人までの福祉教育の推進を図り、住民が主体的に参加する福祉のまちづくりへの参加意欲を高め、ボランティア活動を推進します。

基本計画③ 福祉情報の提供・総合相談・自立生活支援機能の充実

自立した日常生活を支援できるよう、福祉情報の提供及び総合相談や生活支援機能の充実を図ります。

基本計画④ 災害時支援体制の充実

被災者を支援するボランティアの育成や災害ボランティアセンターの運営体制を整備し災害時支援体制の充実を図ります。

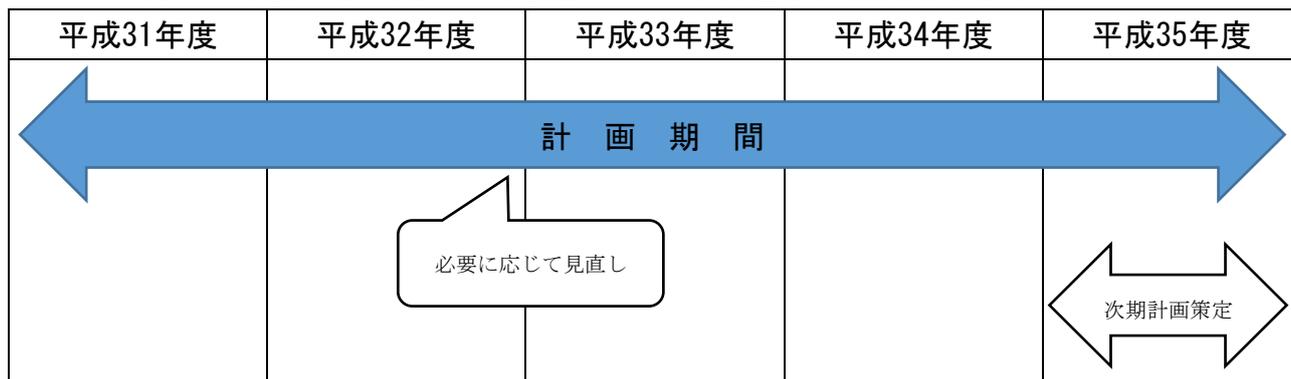
基本計画⑤ 社協の機能・体制強化

基本計画①から④の推進のために、社協の機能・体制強化を図ります。

第4節 地域福祉活動計画の期間と構成

1. 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とします。



2. 計画の構成

実施計画は、基本計画における個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定し、推進項目・事業項目（事業名）・事業の具体的な実施内容・役割分担・年次別計画・予定財源で構成します。さらに、この計画を推進する上で、社協並びに町が実施する諸調査等の結果を踏まえて、必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

第5節 地域福祉活動計画の策定方法

1. 地域福祉活動計画策定委員会の設置

階上町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成30年9月1日施行）により、平成30年10月15日に住民（組織）代表・福祉関係団体・民生委員児童委員・社会福祉施設関係者・教育関係者・学識経験者・関係行政機関・社協理事の15名の委員を委嘱して策定にあたりました。

2. 地域福祉活動計画策定作業部会の設置

行政福祉担当職員、社協職員7名による作業部会を設置し、原案づくりを進めました。

3. 調査の実施

計画策定の基礎資料を得ることを目的に、平成28年度に階上町と共同で次の調査を実施しました。

①福祉に関する住民意識調査

調査対象：500名（20歳以上の住民を地区別年代ごとに無作為抽出）

調査方法：対象者へ調査票を郵送し返信封筒により回答

回答者：211名（42.2%）



活動計画策定委員会での審議の様子



第3次活動計画(案)を答申する関川委員長

4. 地域福祉懇談会の開催

今後の地域福祉がどうあれば良いか等の意見・提言を計画に反映させるため、町内全地区を対象として地域福祉懇談会を開催しました。

◆開催日程等

No.	対象地区	開催年月日	開催場所	参加者数
1	角 柄 折	平成 28 年 10 月 20 日	新田集会所	2 名
2	金 山 沢	平成 28 年 10 月 21 日	金山沢水郷館	11 名
3	田 代	平成 28 年 10 月 24 日	田代集会所	7 名
4	晴 山 沢	平成 28 年 11 月 8 日	わっせ交流センター	7 名
5	平 内	平成 28 年 11 月 9 日	わっせ交流センター	5 名
6	鳥 屋 部	平成 28 年 11 月 10 日	森の交流館	3 名
7	石 蒼 野 鉢 前 中 場	平成 29 年 10 月 24 日	石鉢ふれあい交流館	10 名
8	赤 保 内 耳 ケ 吠 西 耳 ケ 吠 東	平成 29 年 10 月 25 日	ハートフルプラザ・はしかみ	9 名
9	荒 大 追 谷 蛇 越	平成 29 年 11 月 7 日	大蛇三地区集会所	8 名
10	榊 前 仏 駅 道 渡 小 舟	平成 29 年 11 月 8 日	道仏公民館	8 名
計				70 名

5. 当事者組織・団体等との懇談会の開催

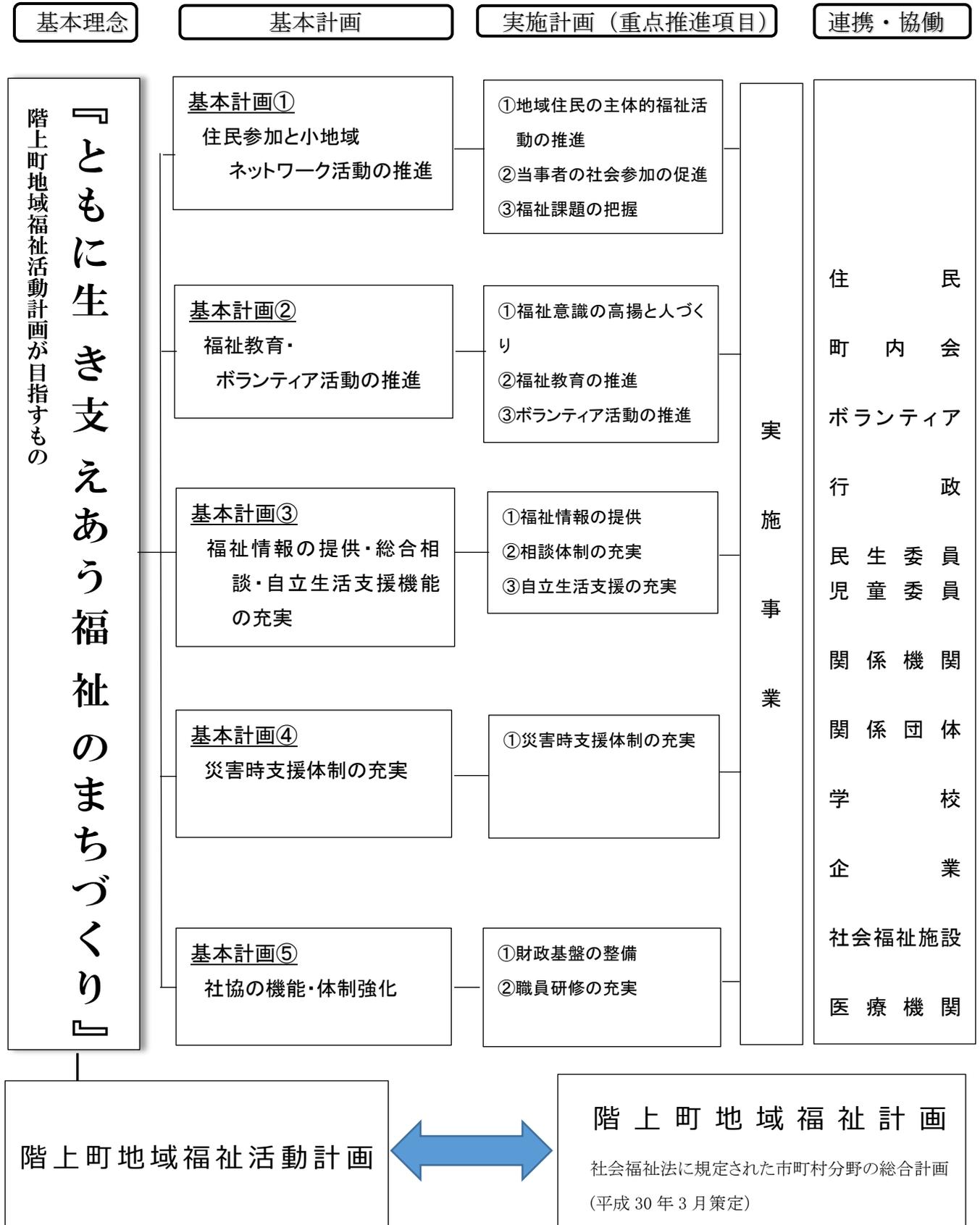
今後の地域福祉がどうあれば良いか等の意見・提言を計画に反映させるため、福祉団体との懇談会を開催しました。

◆開催日程等

No.	団体名	開催年月日	開催場所	参加者数
1	階上町身体障害者福祉会 階上町手をつなぐ育成会	平成 31 年 1 月 16 日	ハートフルプラザ	5 名
2	階上町母子寡婦福祉会 階上町在宅介護者の会			7 名
計				12 名

第6節 地域福祉活動計画の体系図

地域福祉活動計画体系図



第2章 基本計画と実施計画

第1節 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

◆現状と課題

【地域住民の主体的福祉活動の推進】

核家族化や少子高齢化により、一人暮らし高齢者並びに高齢夫婦世帯が増加しており、また、隣近所との交流やつながりが希薄になってきている中、住民並びに民生委員児童委員等との協働による見守り活動を推進し、問題の早期発見・解決に努めるとともに、地域における高齢者同士の仲間づくりや介護予防のための取り組みを進めています。

しかし、小地域において住民参加型の地域福祉を推進するためには、地域福祉に対する住民の理解と主体的な福祉活動への参加を促進することが重要です。福祉に関する住民意識調査において、日常的な助け合いの程度に関し、「助け合っている」と「助け合っていない」の回答は同じくらいの割合で、「福祉を支えていくのは誰（どこ）」という問いに対しては、行政や社協、福祉施設に次いで「地域社会」が34.6%、「家族・親族」が28.9%、「自分自身」が20.4%、「住民」が19.4%という結果になっています。また、「高齢者・障害のある方が安心して暮らせるために、あなたにできることは何ですか」という問いに対して、「声掛け・見守り・話し相手」、「何ができるか分からないがお手伝いしたい」という回答が多かったことから、町内会や関係団体等との協働により「他人事」になりがちな地域づくりを、住民一人ひとりの自助、共助の意識を引出し、「我が事」として取り組めるよう事業展開するほか、地域の人材育成の取り組みが求められています。

【当事者の社会参加の促進】

社協では、65歳以上の高齢者を対象としたハート生き活き事業や、通所型サービスC事業を町から受託し、高齢者の生きがいと閉じこもり防止、介護予防を目的に実施しております。また、在宅介護者の心身のリフレッシュや介護者同士の交流を目的とした家族介護者交流事業の実施や、当事者団体である老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、在宅介護者の会、ボランティアサークルけやきの事務局を担い活動支援を行っていますが、会員の高齢化や新規加入会員の減少など、活動を支える人材の確保・育成が大きな課題となっており、活動内容等の周知に努めながら、福祉教育活動と関連づけた取り組みや福祉団体合同での取り組みなど活動活性化に向けた支援が必要です。

高齢者の知識や経験・技術を活かした就労を通じて、生きがいづくりを促進する「いきいきシルバーバンク事業」は就業登録者が64名となり、三陸復興国立公園に指定された階上岳の登山道等の草刈り作業を中心として進めていますが、一般家庭等の幅広いニーズに応えられるよう事業の拡充が求められています。

【福祉課題の把握】

社協では、地域福祉懇談会を全地区対象として開催し、社協事業の周知や地域課題の掘り起しを行ってきました。また、福祉団体や当事者組織との懇談会の他、ほのぼの交流推進事業に関わる情報交換会を毎年全地区で開催し課題やニーズの把握に努めてきました。

しかし、福祉に関する住民意識調査では、「福祉に関することで困った時、家族や友人以外で誰に（どこに）相談しますか」との問いに、「相談相手はいない」、「わからない」との回答が合わせて24.2%あり、また、社協の認知度については「存在も活動内容も知っている」との回答は20.4%と低い結果から、地域には潜在的な福祉課題がまだ多くあると思われ、定期的に調査活動を実施するとともに、地域福祉懇談会を継続して開催し福祉課題の把握や社協のPR、福祉に関する情報提供に努める必要があります。

基本計画① 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

◆実施計画

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
(1) 地域住民の主体的福祉活動の推進	①ほのぼの交流会開催事業 (町受託事業)	高齢者が地域で孤立しないように、ほのぼの交流協力員が主体となって開催する「ほのぼの交流会」の開催支援を図り、孤独感の解消や仲間づくり、介護予防を推進するとともに、ほのぼの交流協力員や民生委員が安否確認や状況把握を行い、問題等があった場合は早急に関係機関と連携を図り問題解決に努める。
	②緊急通報システム福祉安心電話サービス事業 (町受託事業)	一人暮らし高齢者等を対象に、緊急時の安全と不安の解消を目的に、福祉安心電話を設置し、24時間体制（青森県社協）により事業を実施する。また、機器点検や操作方法説明などを定期的に行うとともに、福祉安心電話協力員による見守り体制の充実を図る。
	③敬老会開催事業 (町補助事業)	75歳以上の高齢者を対象として、地区毎に開催する敬老会への助成を行うとともに、地域ぐるみの活動としての支援を図る。
	④生活支援体制整備事業 (町受託事業)	高齢者が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるよう、住民や関係機関、団体などが助け合い活動のネットワークを構築し、生活支援・介護予防サービスの充実に努めるとともに、支え合いの体制づくりを推進する。また、情報交換会を開催し活動課題や福祉課題の把握に努めるとともに、研修会を開催し人材の育成を図る。
(2) 当事者の社会参加の促進	①家族介護者交流事業 (町受託事業)	介護者の心身のリフレッシュを図る「介護者の集い」や介護教室等介護に関わる講座を開催し、介護者同士の交流と在宅介護の支援を図る。
	②ハート生き生き事業 (町受託事業)	65歳以上の高齢者を対象に、週2回（月・木曜日）ハートフルプラザ・はしかみにおいて、入浴や各種趣味活動をとおして高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防を推進する。
	③通所型サービスC事業 (町受託事業)	高齢者の運動機能向上のための教室（「わんつか元気教室」）を開催し介護予防を進める。
	④福祉団体等の育成支援	階上町老人クラブ連合会他、5団体の事務局を担当し育成と支援を図る。

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協・町 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 区長	継続						町受託金 共同募金配分金
社協・県社協・町 民生委員児童委員 福祉安心電話協力員	継続						町受託金 県社協助成金 利用者負担金
社協・町 区長、町内会役員 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員	継続						町補助金
社協・町 区長 民生委員児童委員 関係団体	新規						町受託金
社協・町	継続						町受託金
社協・町	継続						町受託金
社協・町 ボランティア	継続						町受託金
社協・町	継続						町補助金 共同募金配分金

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
	⑤ハートフルプラザ・はしかみ指定管理事業	子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい管理運営に努め、福祉の拠点作りを図る。
	⑥いきいきシルバーバンク事業	高齢者の技術や知恵を活かし、就労をとおして生きがいと健康づくりの促進を図る。
	⑦認知症カフェ設置事業（町受託事業）	認知症カフェを設置し、認知症の人やその家族に対する支援の充実を図る。
(3)福祉課題の把握	①地域福祉懇談会の開催	地域の福祉課題やニーズを把握し、第4次活動計画への反映を図るため、全地区を対象として町と合同で開催する。
	②各種調査活動	福祉に関する住民の意識調査をはじめ、福祉課題やニーズ把握のため定期的に調査活動を実施する。
	③介護保険事業等に関する情報の収集や検討	介護保険事業、障害福祉サービスに関する情報を的確に把握し事業検討を図る。
	④地域福祉等に関する情報の収集や検討	厚生労働省や全社協からの新しい情報を的確に把握し、福祉事業の運営・検討を図る。



ほのぼの交流会の様子

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協・町	継続	→					町受託金
社協・町 町老連	継続	→					自主財源 町受託金
社協・町	新規	→					町受託金
社協 行政区	継続			→			自主財源
社協・町 民生委員児童委員	継続				→		自主財源
社協・町 介護保険事業所 民生委員児童委員	継続	→					自主財源
社協 国・県・町 全社協・県社協	継続	→					自主財源



地域福祉懇談会の様子



わんつか元気教室の様子



いきいきシルバーバンク(草刈り作業)の様子

第2節 福祉教育・ボランティア活動の推進

◆現状と課題

【福祉意識の高揚と人づくり】

社会福祉関係者や住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるため、社会福祉大会の開催や、意識啓発のための講座を開催し地域福祉を担う人材育成に努めていますが、地域では担い手の高齢化や人材不足等から特定の人に負担が偏り、地域活動に支障が出るという問題も抱えており、福祉は他人事ではなく「我が事」としての一層の意識啓発を図る必要があります。

また、福祉に関する住民意識調査では、回答者の75.9%が「福祉について関心がある」という結果から、子どもから大人までの福祉教育の充実やボランティア活動の推進等を通じて、住民の福祉活動への主体的な参加を促進するとともに、社協広報紙やホームページによる各種事業の周知・PRの強化に努めなければなりません。

【福祉教育の推進】

町内小中学校や児童福祉施設との連携のもと、ボランティア・福祉活動の体験、学習などをおして、児童生徒の地域で共に生きる力やノーマライゼーション理念の理解・啓発を図るため、ボランティア推進校事業、幼児と高齢者のふれあい事業、社会福祉作文の募集を実施し福祉教育活動を推進しています。各学校や保育園において、年間の活動計画を作成し取り組みを進めていますが、学年や年代ごとの活動プログラムを充実し、保育園、小学校、中学校へと継続的、体系的な活動として充実を図る必要があります。しかし、社会福祉作文の今後の実施については小中学校との協議検討を進めていかなければなりません。

また、住民の主体的な活動参加の促進や人材育成の観点からも、住民を巻き込んだ福祉教育の推進に努めなければなりません。

【ボランティア活動の推進】

高齢者や障がい者支援、子育て支援、健康づくり、まちづくりなどボランティア活動は町内においても様々な分野で活動しております。社協では、ほのぼの交流協力員や福祉安心電話協力員等地域で活動いただくボランティアや、給食サービスや介護予防事業、福祉団体事業等を支援するボランティアの協力のもとに福祉事業を進めておりますが、少子高齢化の更なる進行や人口減少社会を迎え、災害時を含めたボランティア活動の重要性は益々高まっております。

福祉に関する住民意識調査では、「現在活動している」との回答は2.4%と極端に少ない一方、「活動したいと思うがしていない」との回答は45%であり、活動意欲はあるものの活動できていない現状が伺えます。

また、ボランティア活動を広げるための情報提供の方法として「チラシを作成し、店舗や公共機関等に掲示する」との回答が40.3%で最も多く、インターネットの活用など年代に合わせたボランティア活動の情報提供やボランティア団体等のネットワークづくりを進めるとともに、活動実績に応じたボランティアポイント制の検討を進めるなど、地域福祉を支えるボランティアの育成と活動の充実が必要です。

基本計画② 福祉教育・ボランティア活動の推進

◆実施計画

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
(1) 福祉意識の高揚と人づくり	①社会福祉大会の開催	社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるとともに、社会福祉発展に功績のあった方々への表彰を行う。
	②福祉サポーター養成講座の開催	地域福祉についての理解を図るとともに、地域での福祉活動を担う人材の育成を図る。
	③介護福祉士等養成実習の受け入れ	介護福祉士等を目指している学生等に対して、必要とされる実習プログラムに基づき現場実習の受け入れを行う。
(2) 福祉教育の推進	①ボランティア推進校事業	町内の全小中学校を指定し、各学校が地域を巻き込んだ福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育む。
	②幼児と高齢者のふれあい事業	町内の全保育園において、幼児と地域の高齢者とのふれあい交流を促進する。
	③福祉作文募集・文集「そよ風」発行	ボランティア推進校事業の一環として、小中学生より社会福祉作文を募集し、入選作品を掲載した文集「そよ風」を発行する。
	④福祉教育プログラムの開発・実施	学年や年代ごとの福祉教育プログラムを充実し体系的な推進を図る。
	⑤福祉体験学習事業	町内の福祉施設において、利用者との交流や介助体験、共同作業等をとおして社会福祉充実への理解を図る。
(3) ボランティア活動の推進	①ボランティア講座の開催	ボランティア活動をしたい人又はしている人を対象として講座を開催し、活動促進を図る。
	②ボランティア団体・グループ活動登録事業	ボランティア活動をしたい人と活動をつなげ、ボランティア活動の推進を図る。
	③ボランティア団体等のネットワーク・組織化	町内のボランティア団体等の連絡調整やネットワークづくりを推進する。

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協・町・関係団体 民生委員児童委員	継続						自主財源 町補助金
社協・町・関係機関	継続						共同募金配分金
社協 学校 関係機関	継続						自主財源
社協 学校 関係機関	継続						共同募金配分金
社協 児童福祉施設	継続						共同募金配分金
社協 教育委員会 学校	継続						自主財源
社協 教育委員会・学校	継続						自主財源
社協・社会福祉施設 関係機関	継続						自主財源
社協 関係機関	継続						共同募金配分金
社協 関係機関	継続						自主財源
社協 ボランティア団体 関係機関	継続						自主財源



福祉体験学習の様子



高齢者疑似体験の様子

第3節 福祉情報の提供・総合相談・自立生活支援機能の充実

◆現状と課題

【福祉情報の提供】

社協活動の広報誌として「社協だより」を毎月発行しており、事業の周知はもとより、地域での福祉活動の状況やサービスに関する情報、各種事業をPRする内容を掲載しております。また、平成25年度中に開設したホームページは、各種事業の実施状況や開催予告など、最新の情報掲載に努めて運営・更新しています。

福祉に関する住民意識調査では、福祉に関する情報の入手先として、社協は、「役場」、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」について4番目（約23.7%）と低い回答であり、また、福祉のまちづくりを進めるために必要なこととして、「社会福祉に関する情報の提供や広報活動」との回答が前回調査結果と同様に高くなっており、地域福祉の理解・啓発と住民参加を促すため、社協だよりの紙面の充実やホームページの更新・充実、地域福祉懇談会等地域に出向いての情報提供、マスコミの有効活用などにより、情報提供の充実に努める必要があります。

【相談体制の充実】

住民の抱える問題や悩み事、心配ごとが複雑化・多様化している中で、地域の身近な相談所として、心配ごと相談所を毎週火曜日に定例相談日として開設するとともに、行政相談員、人権擁護委員との合同相談所を毎月1回、弁護士による無料法律相談を毎月1回開設し、相談者の悩みやニーズを受け止め、問題解決に向けた支援に努めています。

しかし、福祉に関する住民意識調査では、「福祉に関することで困ったとき、家族や友人以外で誰に（どこに）相談しますか」の問いに、「役場などの行政機関」が70.6%で最も多く、「わからない」、「相談相手はいない」との回答は合わせて24.2%あり、また、自由意見や懇談会等では相談窓口の周知と充実が求められていることから、関係機関等との連携を深めながら、相談窓口の情報提供や相談機能の充実強化を図る必要があります。

更に、生活困窮者自立相談窓口や地域包括支援センター、各相談機関が連携を一層深めながら、あらゆる相談・課題を「丸ごと」受け止め解決に向けた相談支援の充実が必要です。

【自立生活支援の充実】

高齢者や障がいのある方の自立した在宅生活を支援するため、介護保険制度による訪問介護や居宅介護支援、障害福祉サービスとしての居宅介護を実施するとともに、一人暮らし高齢者等を対象とした給食サービスや、福祉機器（車いす、介護用ベッド）の貸出事業を行っています。また、認知症や精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対して、金銭管理などのサービスを提供する日常生活自立支援事業や、低所得世帯や高齢者世帯等の経済的支援のための貸付事業を民生委員児童委員や関係機関等との連携のもとに実施しております。しかし、介護が必要な高齢者や障がいのある方の通院等に関わる移送・移動支援サービスの実施が求められており、また、生活困窮に伴う食糧支援についても検討が必要です。

福祉サービスに対するニーズが多様化する中で、高齢者や障がいのある方が、地域の中で安心して自立した生活が送れるよう、町や社会福祉施設、介護保険事業所、関係機関等との連携を図りながら福祉サービスの充実に努めるとともに、相談窓口や福祉サービスに関わる情報提供の充実が必要です。

基本計画③ 福祉情報の提供・総合相談・自立生活支援機能の充実

◆実施計画

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
(1)福祉情報の提供	①社協だよりの発行	社協だよりを毎月発行し、福祉情報の提供や福祉活動の周知を図る。
	②社協パンフレットの発行	社協の事業や活動内容について理解と周知、啓発を図るため定期的にパンフレットを発行する。
	③社協ホームページの運営・更新	福祉情報の提供や福祉活動の周知、各種事業への参加啓発等のため社協ホームページの運営・更新を図る。
(2)相談体制の充実	①心配ごと相談事業（町受託事業）	住民の日常生活上の様々な悩みや心配ごとなどの問題解決のため、ハートフルプラザ・はしかみにおいて心配ごと相談所を開設する。
	②合同相談所の開設	行政相談員、人権擁護委員、心配ごと相談員による合同相談所を毎月開設する。
	③法律相談の実施	弁護士による法律相談を実施し、住民の専門的な相談対応を図る。
(3)自立生活支援の充実	①給食サービス事業	一人暮らし高齢者等を対象として、昼食のお弁当を宅配し生活支援と安否確認を行うとともに、サービス充実への検討を図る。
	②年末年越し給食サービス	一人で年越しされる75歳以上の高齢者を対象として、温かい新年が迎えられよう大晦日におせち弁当を宅配する。
	③福祉機器貸与事業	介護を必要とする高齢者や障がいのある人に対して、福祉機器（車いす、介護用ベッド）の貸出しを行い在宅生活の支援を図る。
	④訪問介護事業（介護予防サービスを含む）	介護を必要とする高齢者が、在宅で自立した生活ができるよう、身体介護や家事援助サービスなどの生活支援を図るとともに、サービスの質向上を図る。
	⑤居宅介護支援事業	介護保険制度によるサービス利用についての相談や申請代行、ケアプランの作成等の支援を図る。
	⑥居宅介護事業（障害福祉サービス）	障がいのある人が、在宅で自立した生活ができるよう、身体介護や家事援助サービスなどの生活支援を図る。

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協	継続						共同募金配分金 自主財源
社協	継続						自主財源
社協	継続						自主財源
社協・町 県社協 関係機関 心配ごと相談員	継続						町受託金 自主財源
社協・町 行政相談員・人権擁護委員 心配ごと相談員 関係機関	継続						町受託金 自主財源
社協 県弁護士会	継続						共同募金配分金
社協 ボランティア	継続						自主財源 利用者負担金
社協 ボランティア	継続						共同募金配分金
社協 関係機関	継続						自主財源
社協・町 民生委員児童委員 関係機関	継続						介護報酬 利用者負担金
社協・町 民生委員児童委員 関係機関	継続						介護報酬 町受託金
社協・町 民生委員児童委員 関係機関	継続						介護報酬 利用者負担金

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
	⑦日常生活自立支援事業	認知症や精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に対して、金銭管理等のサービスを提供し地域での生活支援を図る。また、必要に応じて成年後見制度の法人後見について検討を図る。
	⑧たすけあい資金貸付事業	低所得世帯等の、一時的な生活資金として資金貸付を行い経済的自立に向けて支援を図る。
	⑨高額療養費資金貸付事業	医療費が高額となった場合の医療機関への支払い等経済的負担の軽減ため、資金貸付を図る。
	⑩生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や高齢者世帯等の経済的自立を目的として教育支援資金等各種資金の申請窓口としての支援を図る。
	⑪移動・移送支援サービス事業の実施検討	高齢者や障害のある方で、公共交通機関を利用して移動が困難な人を対象に、通院などを目的に移送・移動支援するサービスについて町と協議検討を進める。
	⑫育児用品等貸出事業の実施検討	子育て支援のため、チャイルドシートやベビーカーなど育児用品の貸出事業について協議検討を進める。
	⑬フードバンク等食料支援事業の実施検討	生活困窮に陥っている方に対し、一時的に食料を提供し支援する事業について協議検討を進める。

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協・県社協 基幹的社協（八戸市社協） 生活支援員	継続						基幹的社協 利用者負担金
社協・町 民生委員児童委員 関係機関	継続						自主財源
社協・町 民生委員児童委員 医療機関	継続						町受託金
社協・県社協 民生委員児童委員 関係機関	継続						県社協受託金
社協・町	新規						自主財源
社協 児童福祉施設 関係機関	新規						自主財源
社協・町 県社協	新規						自主財源



三戸郡身体障害者スポーツ大会の様子



町老人スポーツ大会の様子

第4節 災害時支援体制の充実

◆現状と課題

【災害時支援体制の充実】

東日本大震災以降、大規模な自然災害が全国的に発生しており、いつ発生するか分からない災害に備え、平常時から機能する支援体制の充実を図る必要があります。一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認は、ほのぼの交流協力員や民生委員児童委員と連携した対応を進めるとともに、自主防災組織や関係機関等との役割分担・情報共有について検討を進め連携強化を図る必要があります。

社協では、平成24年度に町と災害時におけるボランティア活動等に関する協定を締結し、災害ボランティアの育成を進めるとともに、平成25年度に災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成しました。更に平成26年度に、三戸郡内町村社協と災害時の救援活動に関する相互応援協定を締結し、郡内町村社協との合同訓練や研修を行うなど災害時支援のための取り組みを進めてきました。

今後も、社協の大きな役割となる災害ボランティアセンターの機能を発揮し支援活動を推進できるよう、災害ボランティアの育成や基盤整備を図るとともに、町をはじめ関係団体・機関等との連携・ネットワークづくりなどを進め支援体制の充実を図らなければなりません。更に、指定管理しているハートフルプラザ・はしかみは、避難所指定がされており災害時の運営体制の整備等を図る必要があります。



災害ボランティアセンター運営拠点となるハートフルプラザ・はしかみ

基本計画④ 災害時支援体制の充実

◆実施計画

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
(1) 災害時支援体制の充実	①災害ボランティア講座の開催	災害時のボランティア活動への理解と災害ボランティアセンターの運営を支援するボランティアの育成を図る。
	②災害ボランティア登録事業	災害時の支援活動を希望するボランティア及び災害ボランティアセンターの運営を支援するボランティア登録を進め迅速な支援を図る。
	③災害ボランティアセンター設置訓練	災害を想定してのセンター設置訓練を実施し、体制の充実を図る。
	④要援護者台帳の整備・更新	災害時の避難に支援を必要とする要援護者の台帳整備・更新のため、町との協議・情報共有を進める。



災害ボランティア講座の様子

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協・町 関係機関	継続	→					共同募金配分金
社協・町 関係機関	継続	→					自主財源
社協・町 関係機関	継続	→					自主財源
社協・町	新規	→					自主財源

災害ボランティア





福祉サポーター養成講座の様子



介護教室の様子

第5節 社協の機能・体制強化

◆現状と課題

【財政基盤の整備】

地域福祉を推進するためには、事業を行うための財源を確保することが重要です。社協の財源の主なものとして、町内各世帯や法人事業所の皆様からの社協会費（普通会費、賛助会費、特別賛助会費、団体会費）、共同募金配分金、町からの補助金・受託金、寄附金、介護保険事業収入があります。自主財源である、社協会費や共同募金配分金、寄附金は、深刻化する地域の福祉課題解決のために、社協独自で取り組む事業や活動の貴重な財源であり、住民の一層の理解と賛同、協力が得られるように取り組む必要があります。

また、地域福祉推進の中核として社会福祉法に明確にされている社協の公共性に鑑み、職員費補助及び町からの受託事業実施に関わる受託金について、安定した交付を働きかけるとともに、効率的な事業実施や事務経費等の節減に努め、更には、新たな財源確保につながる事業展開等の検討を進めながら、地域福祉推進のための財源確保に努力しなければなりません。

【職員研修の充実】

平成31年2月現在、19名の職員体制（事務局5名、居宅介護支援事業所2名、ヘルパーステーション8名、指定管理等4名）で業務を推進しています。社協の機能が十分活かされ、事業が効率的に推進されるためには、適正な職員の配置、福祉専門職としての各種資格取得を促進するほか、職種や職責に合わせた研修への派遣など、福祉のまちづくりを使命とする社協職員としての資質の向上と人材育成に、今後も継続して取り組む必要があります。



社会福祉大会の様子

基本計画⑤ 社協の機能・体制強化

◆実施計画

推進項目	事業項目（事業名）	事業の具体的な実施内容
(1) 財政基盤の整備	①会員の加入促進	住民の理解と賛同のもとに社協活動の推進を図るため、会員加入の促進に努める。また、新たな財源確保のための検討を図り地域福祉推進のための財源確保に努める。
	②公費助成の確保	社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることに鑑み、地域福祉推進のための補助金・受託金の安定的な交付を働きかける。
	③福祉基金の運用と増資	地域福祉推進の長期財源として基金積立に努めるとともに、基金の運用方法や活用についての検討を図る
	④有料広告の募集	社協だよりへの有料広告を募集し、紙面充実への財源確保に努める。
	⑤共同募金運動への協力	共同募金運動の趣旨や配分事業の周知と理解を図りながら募金運動を推進し、地域福祉推進のための財源確保に努める。
(2) 職員研修の充実	①資格取得の推進	社会福祉専門職としての資格取得を積極的に促し、専門性の向上に努める。
	②各種研修会への派遣	職員の経験年数や職務内容に応じた各種研修会への参加を図り、資質向上に努める。



共同募金街頭募金活動の様子

役割分担	継続 新規	年次別計画					予定財源
		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	
社協・福祉協力員 関係団体・事業所	継続	➡					自主財源
社協・町	継続	➡					
社協	継続	➡					
社協 関係団体・事業所	継続	➡					自主財源
社協 町共同募金委員会 県共同募金会	継続	➡					共同募金配分金
社協・県社協・郡社協 全社協	継続	➡					自主財源
社協・県社協・郡社協 全社協	継続	➡					自主財源



サークルけやきによるチャリティバザーの様子

第3章 計画の進行管理と評価

地域福祉活動計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどを確認する「進行管理」と「事業評価」を行うことが必要です。また、近年、地域福祉をめぐる社会状況や制度がめまぐるしく変化している現状においては、実施事業の検証や見直しを進めていくことも大切になります。

進行管理と事業評価については、計画の推進主体である社協自らが各年度の進捗状況の確認と事業評価を行うとともに、地域住民や福祉関係団体、学識経験者等で構成する「地域福祉活動計画管理委員会」を組織し、点検と評価を行う体制を設けます。点検・評価にあたっては、計画（plan）、実行（do）、点検（check）、見直し（action）というPDCAサイクルを確立し効果的な事業推進を図ります。

進行管理のためのPDCAサイクル



資 料

福祉に関する住民意識調査集計結果（抜粋）
階上町地域福祉活動計画策定経過
階上町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
階上町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
階上町地域福祉活動計画策定作業部会員名簿
用語集

福祉に関する住民意識調査集計結果（抜粋）

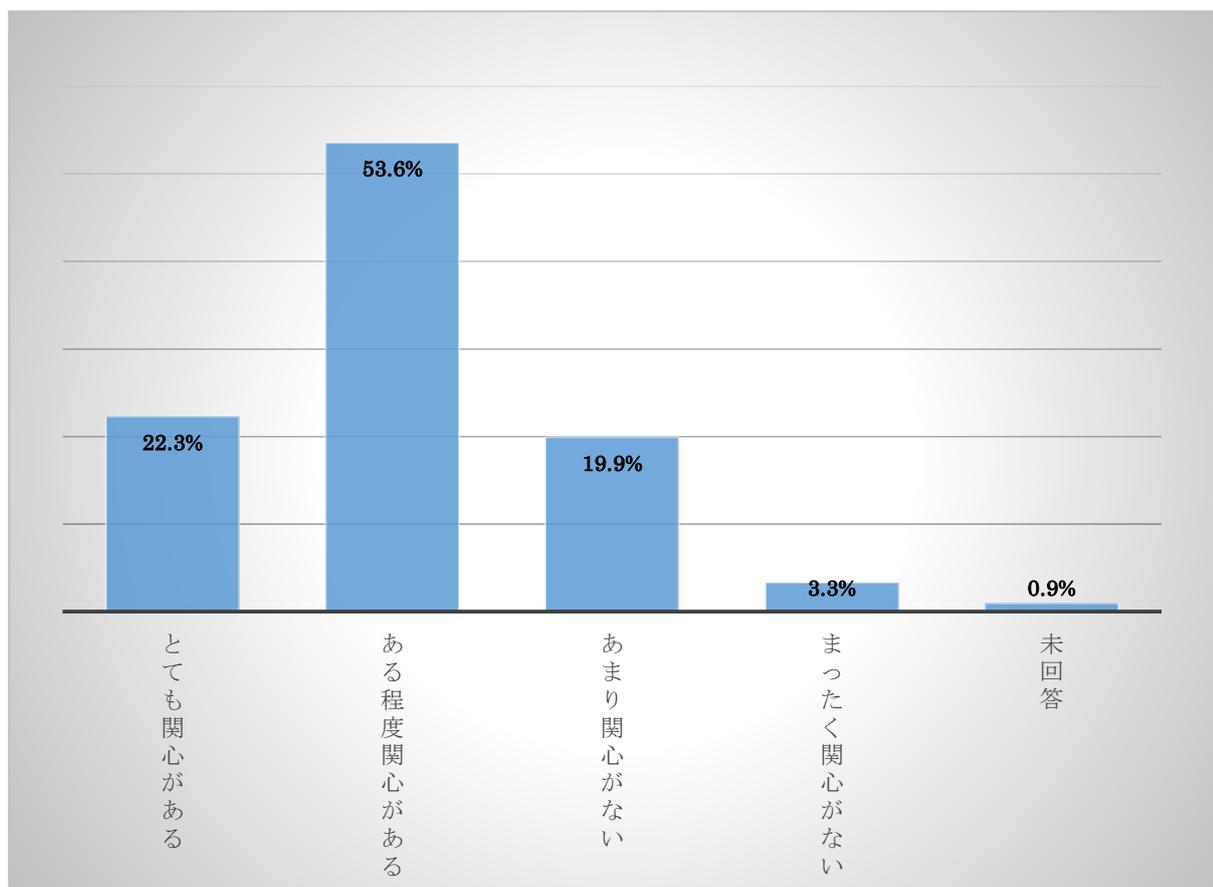
1. 調査概要

- ①調査期間 平成29年2月13日～3月10日
- ②調査方法 調査票を郵送し返信封筒により回答
- ③調査数 500世帯（20歳以上の住民を地区別年代ごとに無作為抽出）
- ④回答数 211世帯（回答率42.2%）

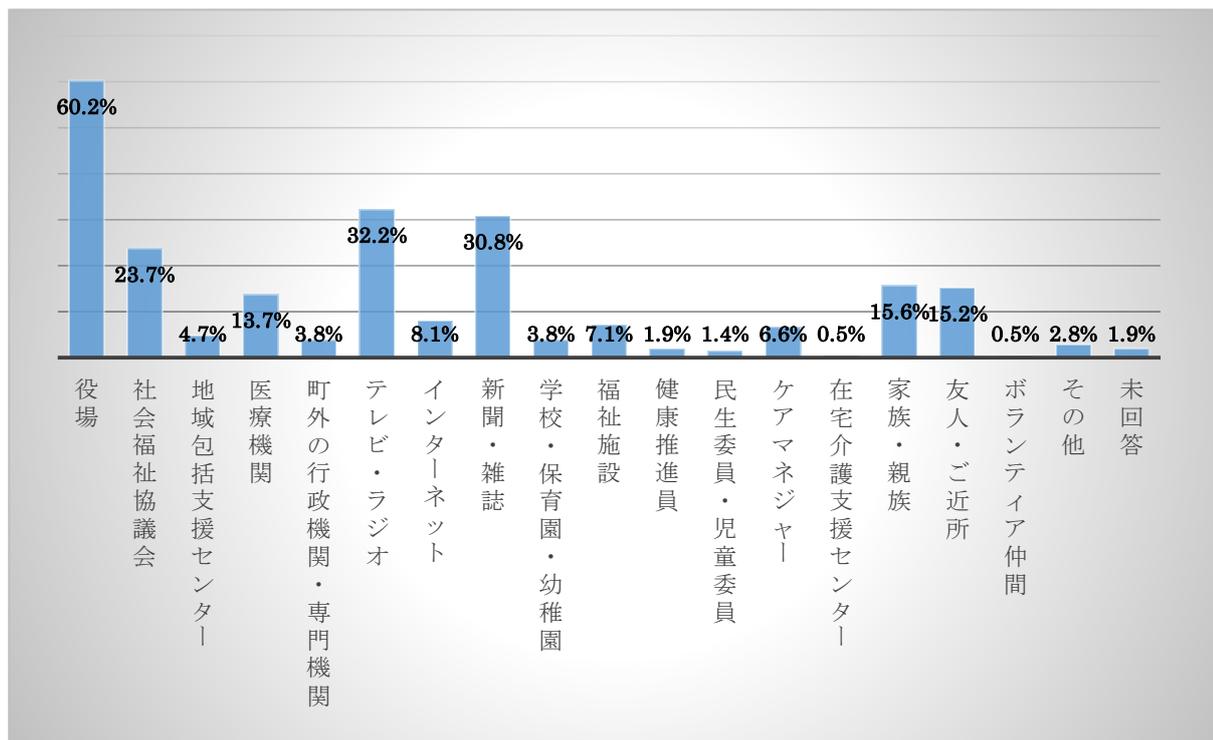
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合計
送付数	52世帯	52世帯	79世帯	88世帯	112世帯	117世帯	500世帯
回答数	17世帯	22世帯	30世帯	42世帯	52世帯	48世帯	211世帯
回答率	32.7%	42.3%	38.0%	47.7%	46.4%	41.0%	42.2%

2. 調査結果

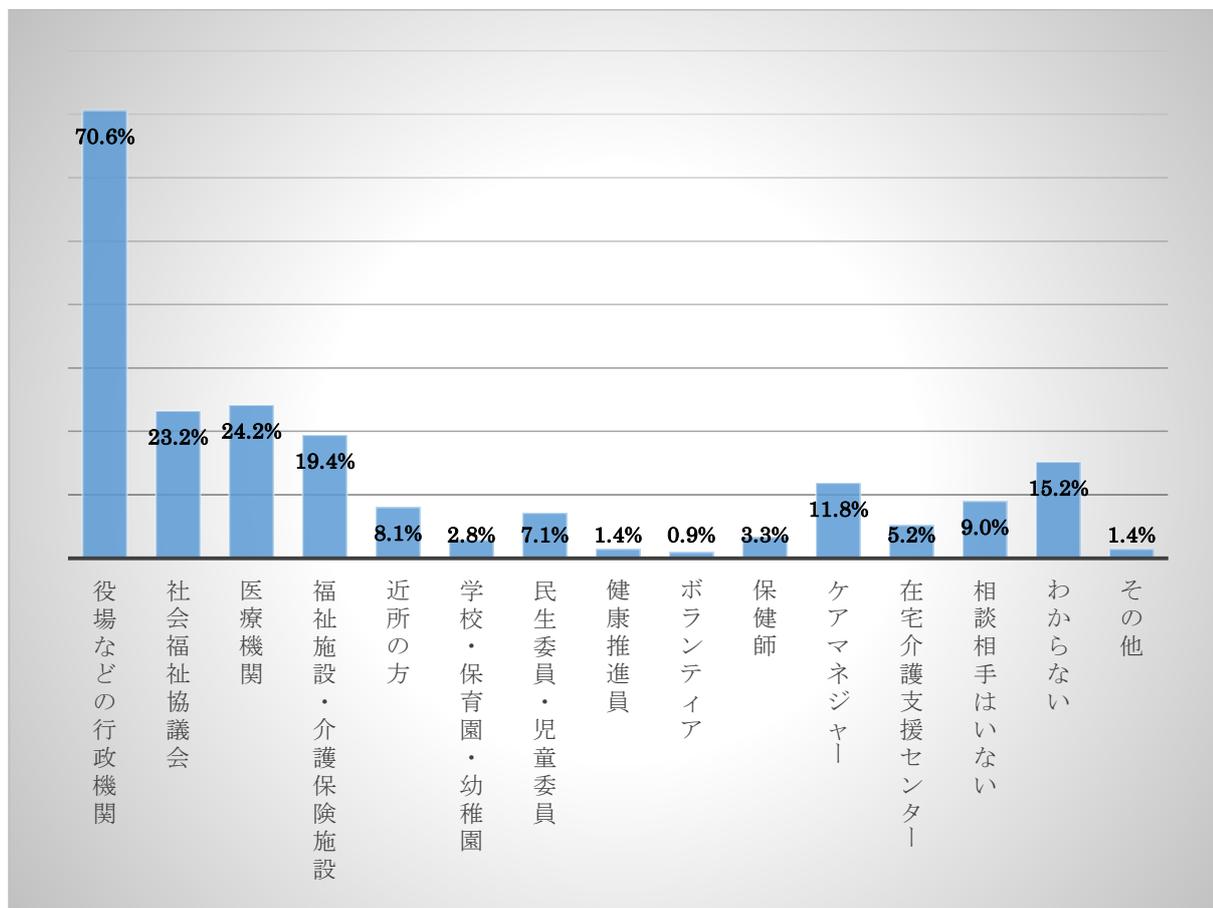
- ①「福祉」について関心がありますか。（○は1つ）《質問1》



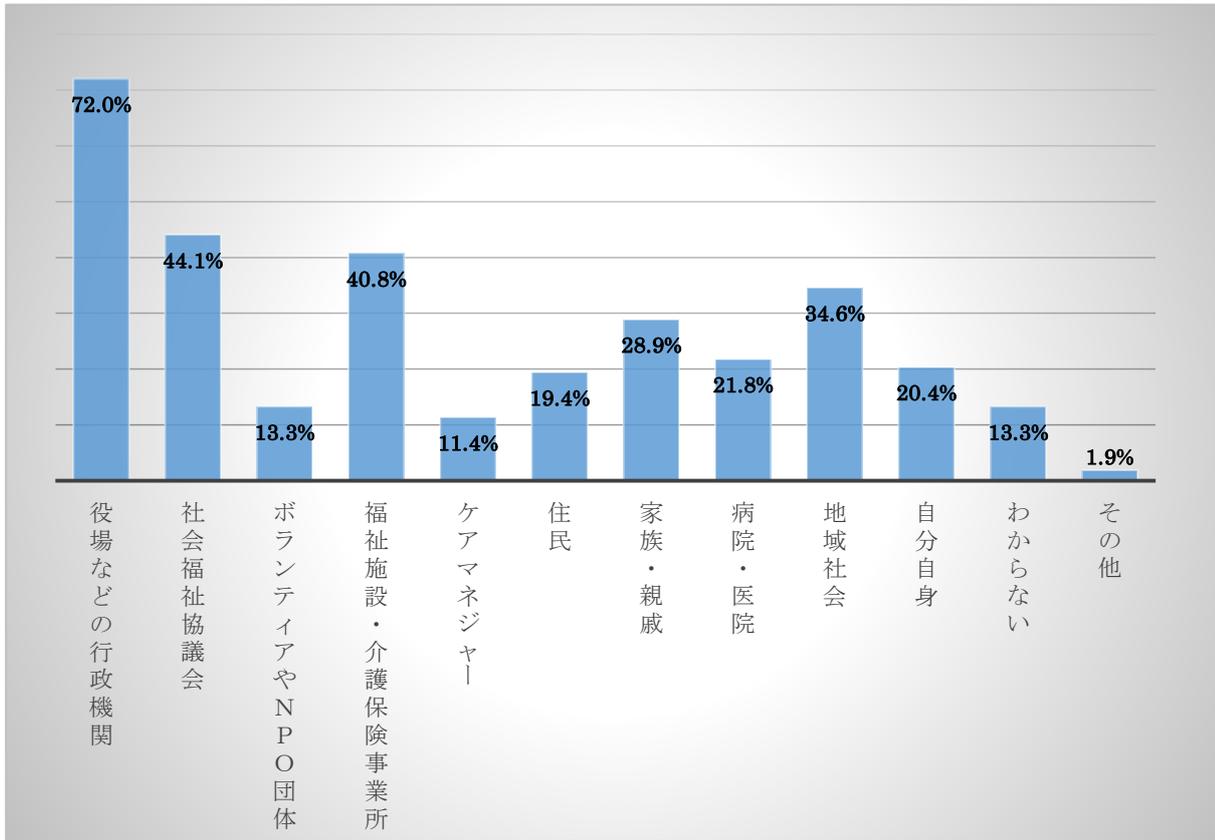
②「福祉」に関する情報をどこから得ていますか。(〇は3つまで) <<質問2>>



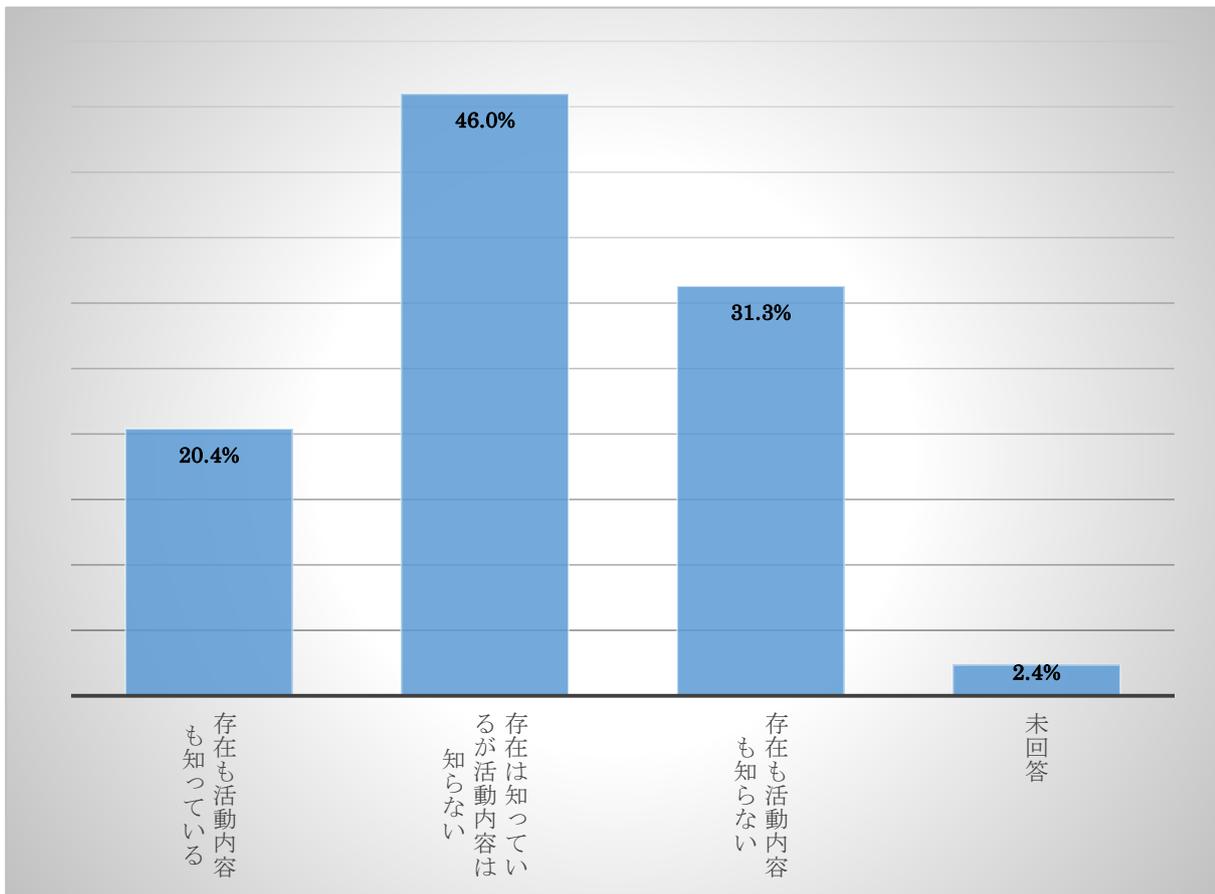
③「福祉」に関することで困った時、家族や友人以外で誰に(どこに)相談しますか。(〇はいくつでも) <<質問3>>



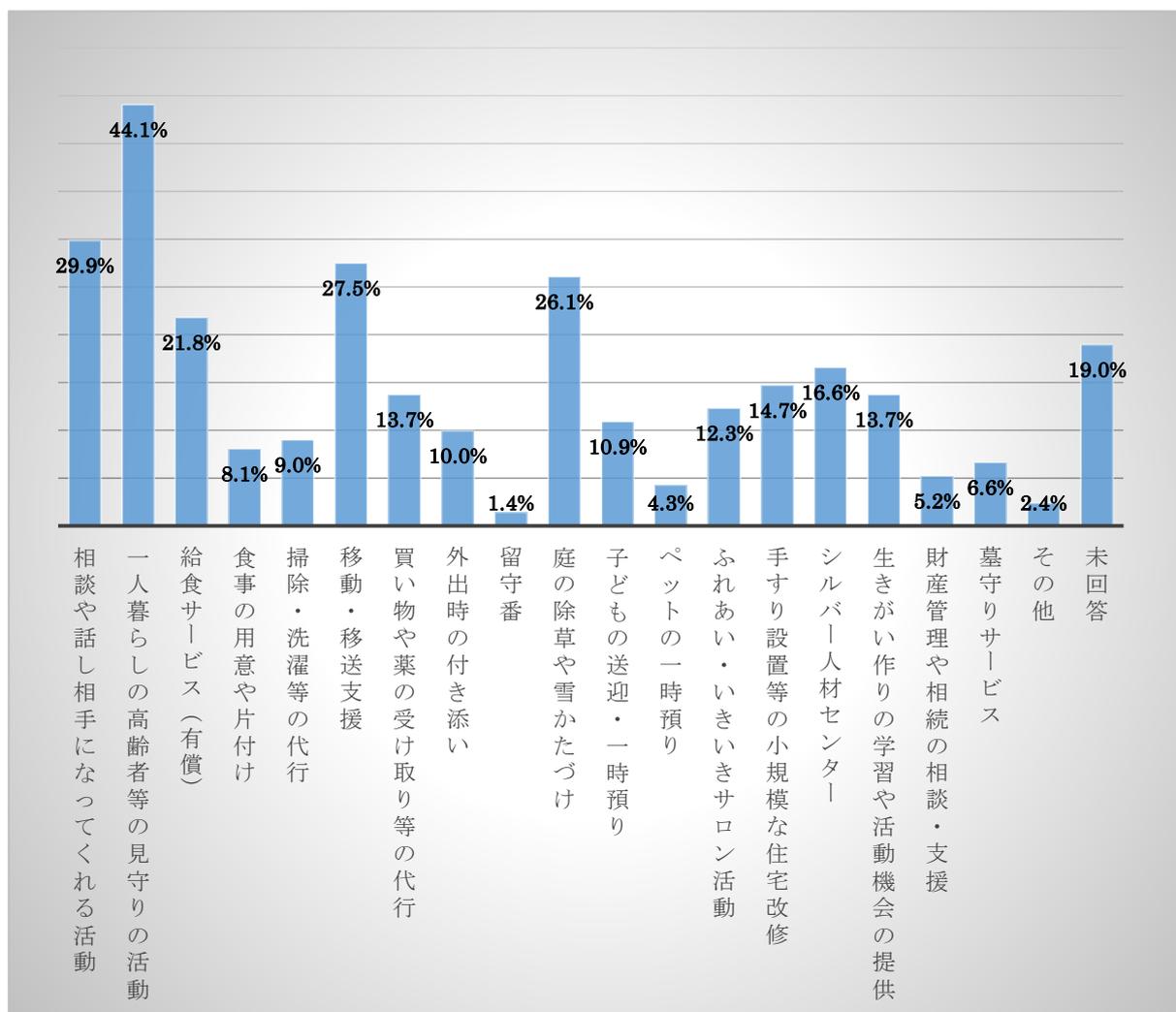
④「福祉」を支えていくのは誰（どこ）だと思いますか。（〇はいくつでも）《質問4》



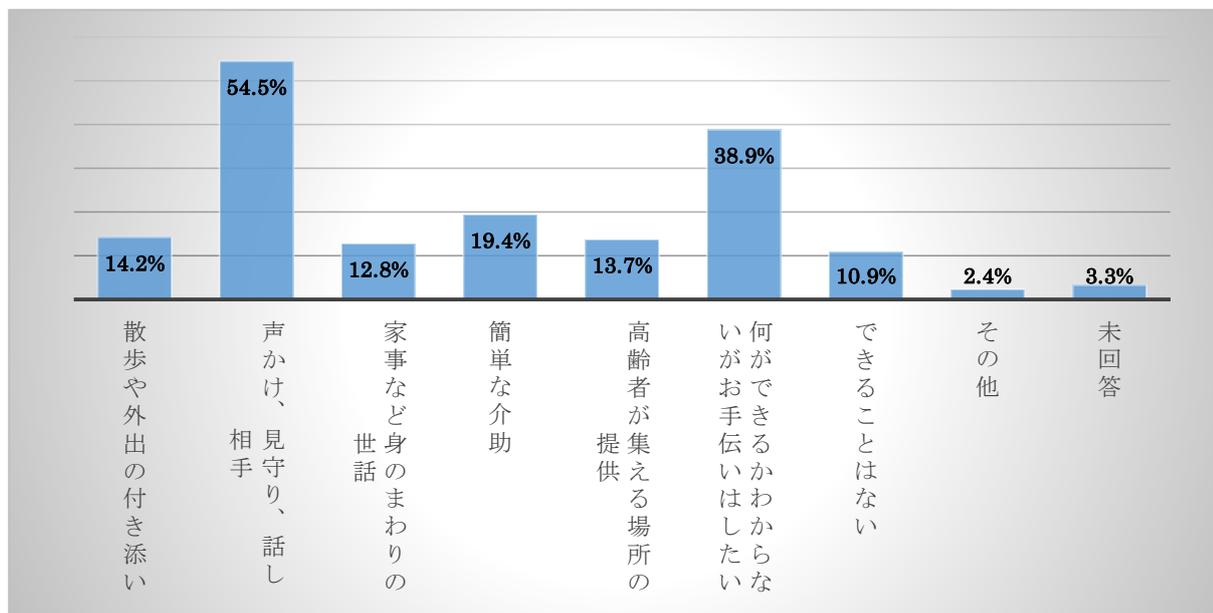
⑤「階上町社会福祉協議会」を知っていますか。（〇は1つ）《質問5》



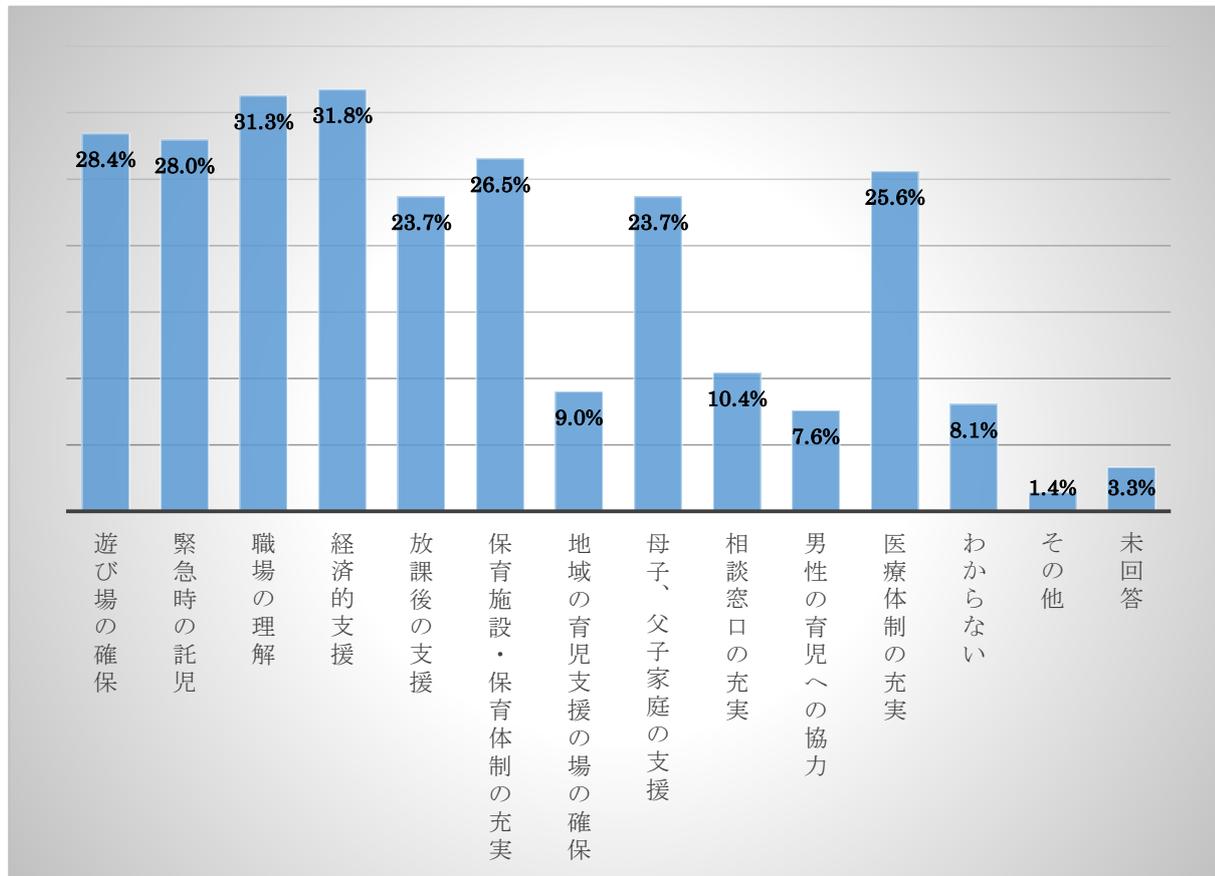
⑥下記の項目には現在社会福祉協議会で行っていない事業も含まれていますが、現在または将来、利用したいと思う事業・サービスがあればお答えください。(〇はいくつでも) 《質問6》



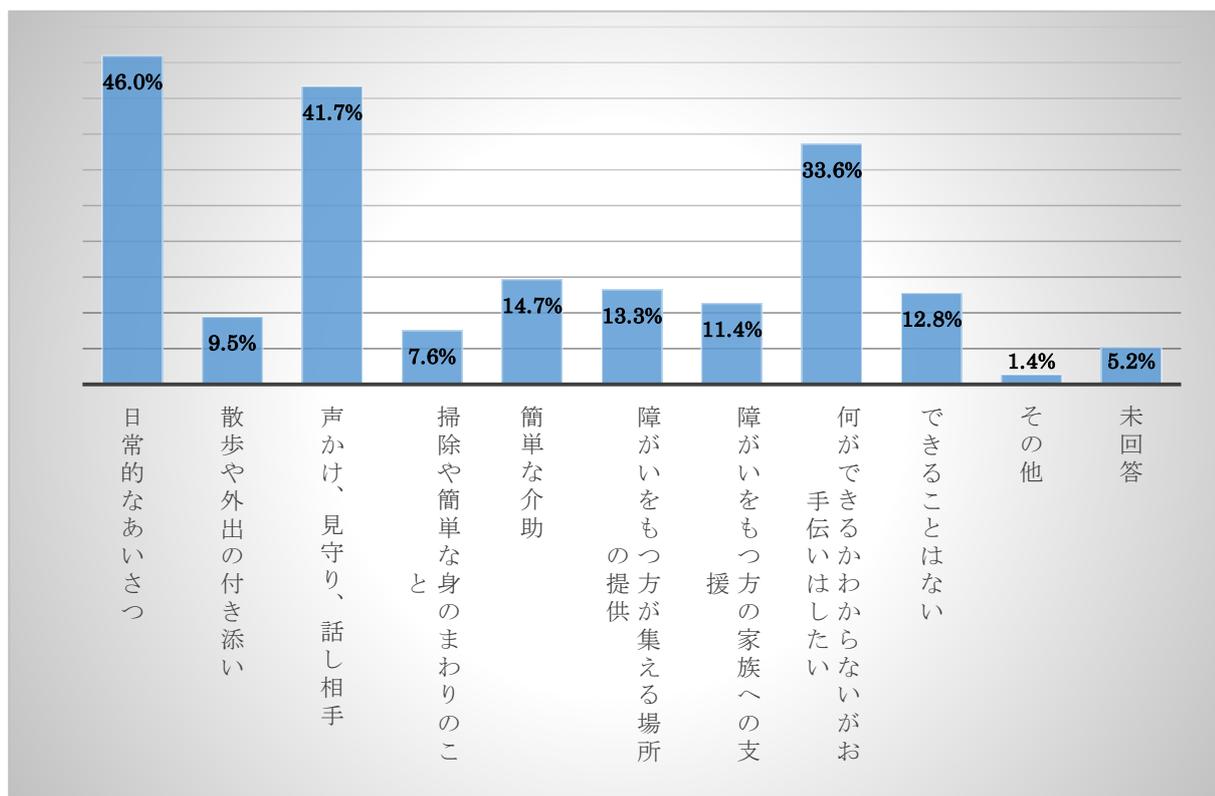
⑦「高齢者」が地域で安心して暮らせるために、あなたにできることは何だと思えますか。(〇はいくつでも) 《質問8》



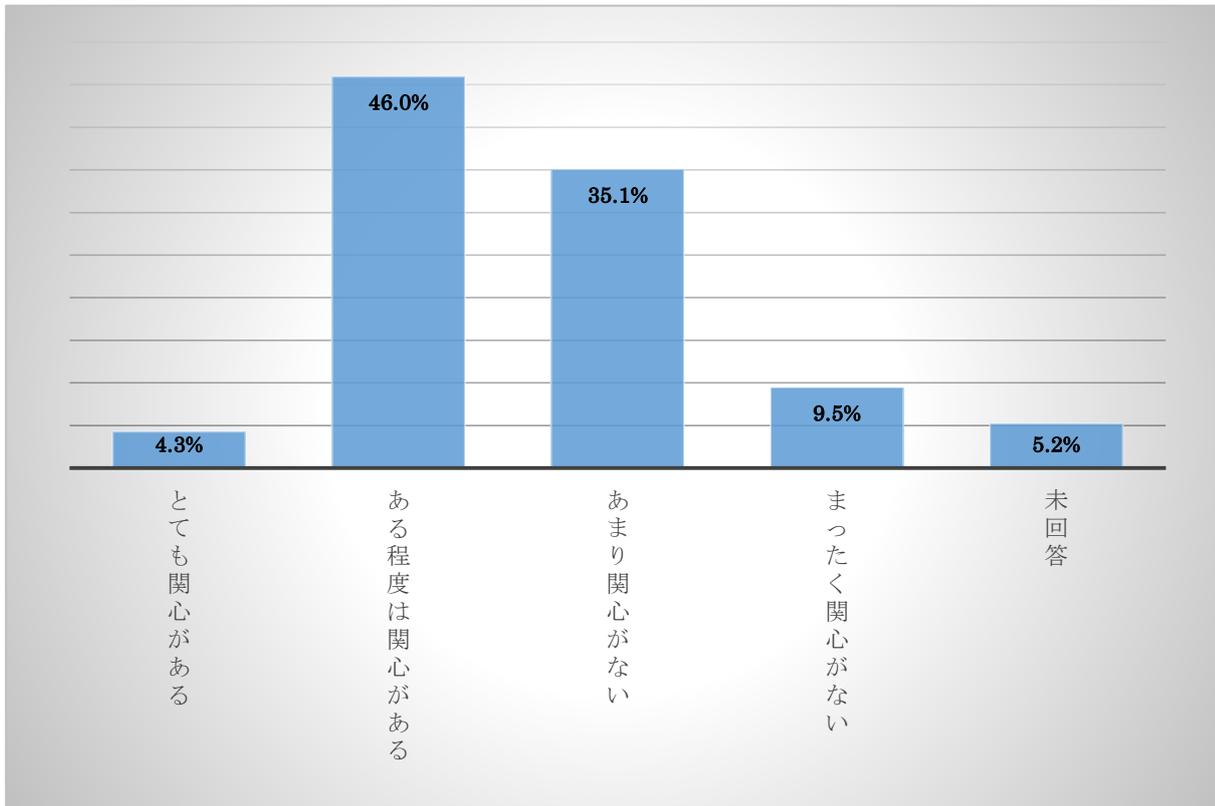
⑧あなたが考える「子育て」に必要な支援は何だと思いますか。(〇は3つまで) 《質問9》



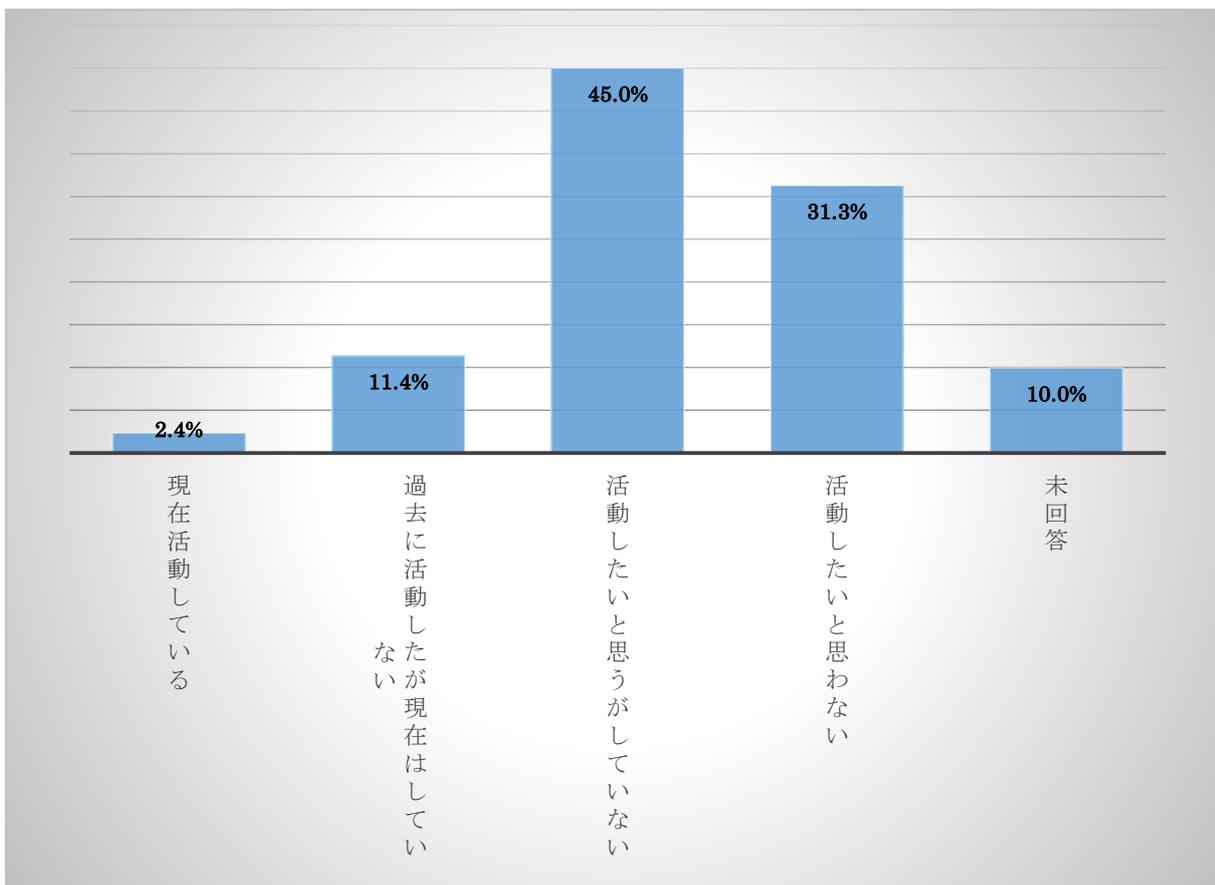
⑨「障がいをもつ方」が地域で安心して暮らせるために、あなたにできることは何だと思いますか。(〇はいくつでも) 《質問13》



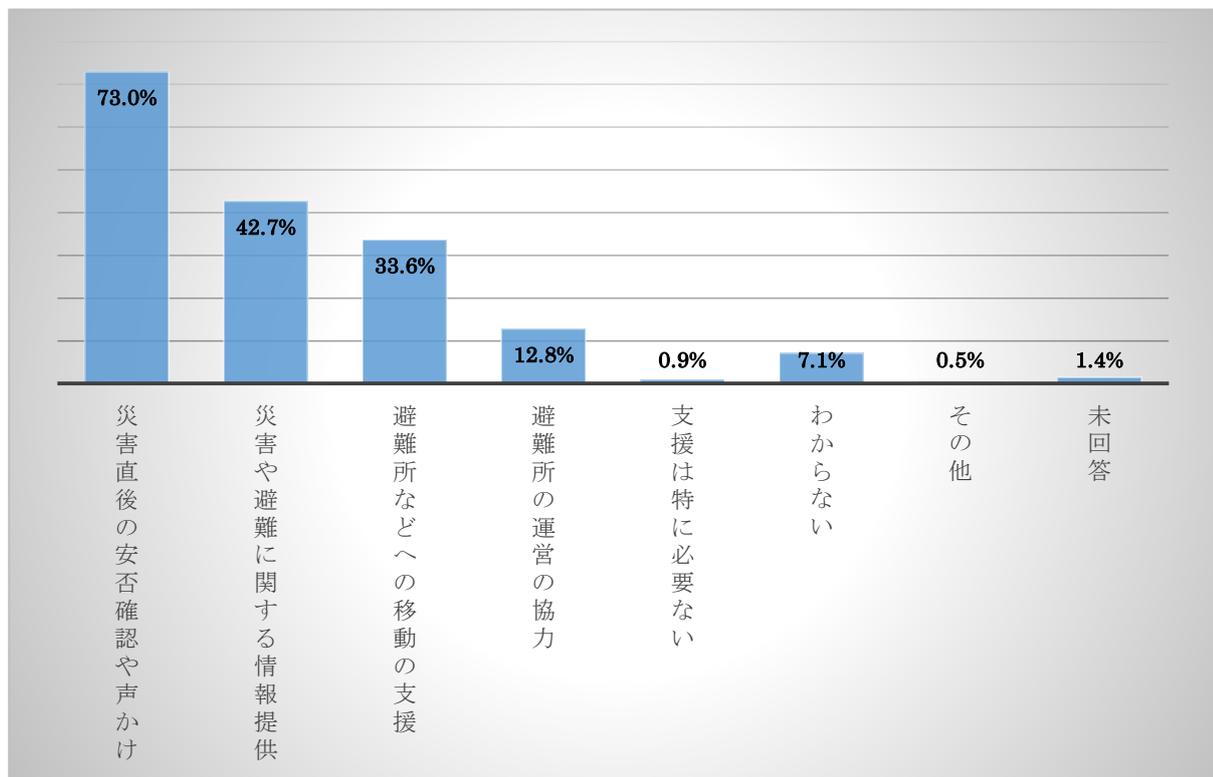
⑩「ボランティア活動」に関心はありますか。(○は1つ) <<質問 14>>



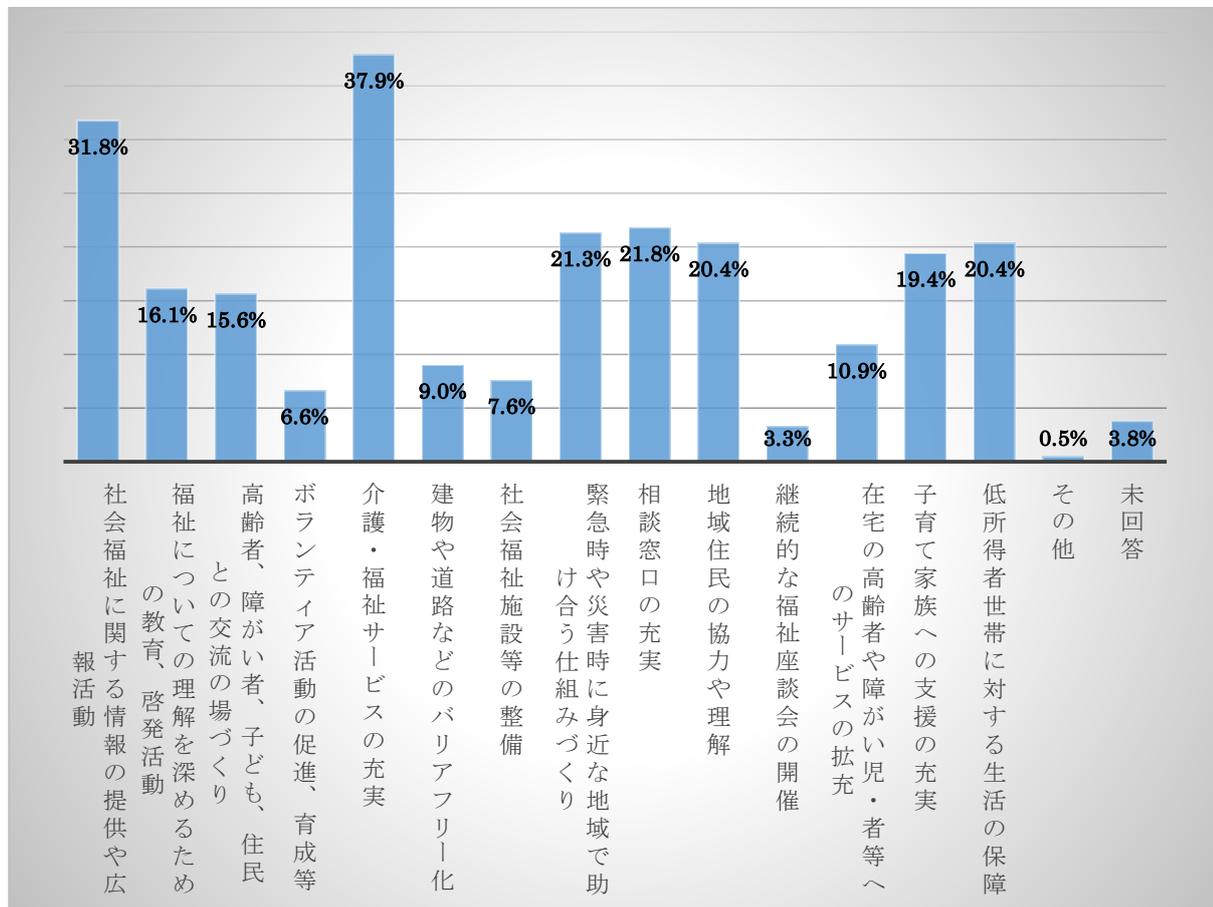
⑪あなたご自身の「ボランティア活動経験」についてお聞きします。(○は1つ) <<質問 15>>



⑫災害が起こった場合に、住民がお互いにどのような支援をすることが大切だと思いますか。(〇は2つまで) 《質問 21》



⑬福祉のまちづくりを進めるために、今何が必要だと思いますか。(〇は3つまで) 《質問 24》



階上町地域福祉活動計画策定経過

開催時期	実施内容
平成 30 年 10 月 15 日	第 1 回階上町地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 組織会 ・ 第 2 次階上町地域福祉活動計画の推進状況について ・ 第 2 期階上町地域福祉計画の概要について ・ 今後の策定スケジュールについて ・ その他 意見交換
平成 31 年 1 月 16 日	福祉団体（町母子寡婦福祉会、町身体障害者福祉会、町手をつなぐ育成会、町在宅介護者の会）会員との懇談会開催
平成 31 年 1 月 29 日	第 1 回階上町地域福祉活動計画策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 第 2 次階上町地域福祉活動計画の進捗状況について ・ 第 2 期階上町地域福祉計画の概要について ・ 今後の策定スケジュールについて ・ 調査結果及び地域福祉懇談会等開催結果について ・ 調査結果等による課題整理について ・ 基本理念、基本計画（案）について ・ その他
平成 31 年 2 月 4 日	第 2 回階上町地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する住民意識調査結果について ・ 地域福祉懇談会等開催結果について ・ 調査結果等による課題整理について ・ 基本理念・基本計画（案）について
平成 31 年 2 月 21 日	第 2 回階上町地域福祉活動計画策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次地域福祉活動計画（案）について
平成 31 年 2 月 26 日	第 3 回階上町地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次地域福祉活動計画（案）について ※策定委員会委員長より社協会長へ第 3 次階上町地域福祉活動計画（案）が答申される。
平成 31 年 3 月 15 日	社協理事会において、第 3 次階上町地域福祉活動計画として承認、決議される。
平成 31 年 3 月 25 日	社協評議員会において、第 3 次階上町地域福祉活動計画として承認、決議される。

階上町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人階上町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)における地域福祉推進の総合的な活動指針となる、階上町地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定することを目的に、階上町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(名称)

第2条 委員会は、階上町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(任務)

第3条 委員会は、町社協会長(以下「会長」という。)の諮問に応え、活動計画策定に関する次の事項を任務とする。

- (1)活動計画基本計画(案)の策定
- (2)活動計画実施計画(案)の策定
- (3)その他活動計画策定のために必要な事項

(委員の構成)

第4条 委員会は、次の各号に属する委員16名以内で構成し、会長が委嘱する。

- (1)住民(組織)代表
- (2)福祉関係団体
- (3)民生委員児童委員
- (4)社会福祉施設関係者
- (5)教育関係者
- (6)学識経験者
- (7)関係行政機関
- (8)町社協理事

2 委員会には、委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究並びに活動計画の原案作成を行うために作業部会を設置する。

2 作業部会員は、町社協職員及び階上町職員の中から会長が委嘱する。

3 作業部会は、専門分野に関して必要に応じて関係団体等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員及び作業部会員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定完了までとする。

2 委員及び作業部会員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 委員会及び作業部会の事務局は、町社協事務局に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

階上町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	役職名	氏 名	所属・職名
1	学 識 経 験 者	委 員 長	関 川 幸 子	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 教授
2	社 協 理 事	副委員長	鳩 文 男	階上町社会福祉協議会常務理事
3	住 民（ 組 織 ） 代 表	委 員	中 島 孝 一	階上町行政区長会長
4	福 祉 関 係 団 体	委 員	堰 合 勝 美	階上町老人クラブ連合会長
5		委 員	岩 城 恵 子	階上町母子寡婦福祉会長
6		委 員	三 島 テ ル	階上町身体障害者福祉会長
7		委 員	下 野 ス ミ	階上町手をつなぐ育成会長
8		委 員	坂 井 幾 子	階上町在宅介護者の会会長
9		委 員	山 内 良 子	階上町赤十字奉仕団委員長
10		委 員	奥 山 能 久	ボランティアサークルけやき会長
11	民 生 委 員 児 童 委 員	委 員	十 文 字 倉 男	階上町民生委員児童委員協議会長
12	社 会 福 祉 施 設 関 係 者	委 員	坂 本 憲 子	特別養護老人ホーム見心園長
13		委 員	郷 州 満	石鉢保育園長
14	教 育 関 係 者	委 員	田 中 強	階上町小中学校長会長
15	関 係 行 政 機 関	委 員	長 根 清 子	階上町健康福祉課長

階上町地域福祉活動計画策定作業部会員名簿

No.	氏 名	所属・職名
1	古 川 明 美	階上町健康福祉課福祉グループリーダー
2	平 戸 由 紀 子	階上町健康福祉課介護グループリーダー
3	伊 藤 司 子	階上町社会福祉協議会事務局次長
4	森 一 晃	階上町社会福祉協議会主査
5	阿 部 奨	階上町社会福祉協議会主査
6	佐 京 勝 江	階上町社会福祉協議会ヘルパーステーション管理者
7	橋 場 良 子	階上町社会福祉協議会居宅介護支援事業所管理者

用 語 集

【生活困窮者自立支援法】

生活困窮者自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずる法律。

【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【協 働】

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に活動すること。

【ネットワーク】

ネット（網）とワーク（仕事・働く）の複合語で、「網の目のように相互に連携・協力しあう」こと。

【ノーマライゼーション】

住み慣れた地域社会において、障がいを持った人も健常者も何ら区別なく生活していくことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。



第3次階上町地域福祉活動計画

平成31年3月

発行 社会福祉法人 階上町社会福祉協議会
〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-182
TEL 0178-88-3067(代表)
FAX 0178-88-3069
ホームページアドレス <http://www.shakyo.or.jp/hp/220/>
